

令和8年3月25日

令和8年登米市議会定例会 3月特別議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同 意 第 4 号	教育委員会委員任命につき同意を求めることについて	5
同 意 第 5 号	教育委員会委員任命につき同意を求めることについて	6
議 案 第 35号	令和7年度登米市一般会計補正予算（第12号）	別冊
議 案 第 36号	令和7年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議 案 第 37号	令和7年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）	別冊
議 案 第 38号	令和7年度登米市介護保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議 案 第 39号	令和7年度登米市土地取得特別会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 40号	令和7年度登米市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 41号	令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第6号）	別冊
議 案 第 42号	令和8年度登米市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 43号	令和8年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 44号	令和8年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 45号	令和8年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 46号	令和8年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 47号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	7

同意第4号

教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年3月25日提出

登米市長 熊谷 康 信

氏 名	亀卦川 祐里
住 所	登米市東和町

同意第5号

教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年3月25日提出

登米市長 熊谷 康 信

氏 名	成瀬 陽子
住 所	栗原市志波姫

議案第 47 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 25 日 提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 及 び 」 を 「 、 」 に 改 め 、 「 介 護 納 付 金 」 と い う 。 ） の 次 に 「 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） の 規 定 に よ る 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 （ 以 下 こ の 条 に お い て 「 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 」 と い う 。 ） 」 を 加 え 、 同 項 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (4) 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 課 税 額 （ 国 民 健 康 保 険 税 の う ち 、 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金 の 納 付 に 要 す る 費 用 （ 県 の 国 民 健 康 保 険 に 関 す る 特 別 会 計 に お い て 負 担 す る 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 の 納 付 に 要 す る 費 用 に 充 て る 部 分 に 限 る 。 ） に 充 て る た め の 国 民 健 康 保 険 税 の 課 税 額 を い う 。 以 下 同 じ 。 ）

第 2 条 第 3 項 中 「 属 す る 」 の 次 に 「 国 民 健 康 保 険 の 」 を 加 え 、 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

- 5 第 1 項 第 4 号 の 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 課 税 額 は 、 世 帯 主 （ 前 条 第 2 項 の 世 帯 主 を 除 く 。 ） 及 び そ の 世 帯 に 属 す る 国 民 健 康 保 険 の 被 保 険 者 に つ き 算 定 し た 所 得 割 額 並 び に 被 保 険 者 均 等 割 額 及 び 世 帯 別 平 等 割 額 の 合 算 額 に 、 当 該 世 帯 に 属 す る 18 歳 以 上 被 保 険 者 （ 地 方 税 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 226 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。 ） 第 703 条 の 4 第 30 項 に 規 定 す る 18 歳 以 上 被 保 険 者 を い う 。 以 下 同 じ 。 ） に つ き 算 定 し た 18 歳 以 上 被 保 険 者 均 等 割 額 を 加 算 し た 額 と す る 。

第 3 条 第 1 項 中 「 地 方 税 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 226 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。 ） 」 を 「 法 」 に 改 め る 。

第 5 条 の 2 第 1 号 中 「 第 7 条 の 3 」 の 次 に 「 、 第 9 条 の 7 」 を 加 え る 。

第 9 条 の 3 の 次 に 次 の 4 条 を 加 え る 。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第20条第1項中「第12項」を「第12条」に改める。

第23条第1項中「1人について」を「1人について」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

